

議案第88号

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、準用河川の流水占用料等の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金額の欄を次のように改める。

金 額
円 97
5,400

別表第2 中備考以外の部分を次のように改める。

土 地 占 用 料

区 分		単 位	金 額	
			1 級地区	2 級地区
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 1,700	円 1,700
	第2種電柱		2,600	2,600
	第3種電柱		3,500	3,500

電話柱	第1種電話柱		1,500	1,500
	第2種電話柱		2,400	2,400
	第3種電話柱		3,300	3,300
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	3,000	3,000
送電塔		占有面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,000
架空線			15	15
水管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	63	63
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		90	90
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130	130
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	180
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		270	270
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		360	360
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		630	630
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		900	900
外径が1メートル以上のもの			1,800	1,800
鉄道, 軌道その他これらに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,000
標識類		1基につき1年	2,400	2,400

通路その他 これに類するもの	宅地用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）	占用面積1平方メートルにつき1年	330	210
	農業用通路橋（幅4メートル未満のものを除く。）		86	58
栈橋			200	200
係船くい		1本につき1年	200	200
遊船		1隻につき1年	6,800	6,800
公園，緑地，広場及び運動場			38	38
その他	工作物を伴うもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	2,300
	工作物を伴わないもの		2,000	1,300

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

土 石 採 取 料

区 分	単 位	金 額
土砂	1立方メートル	円 114
砂		148
砂利		229
栗石及び川石		148

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。